

はじめに

北海道では、平成21(2009年)年3月に策定した「北海道景観形成ビジョン」(計画期間:平成20(2008年)年~平成29(2017年)年度)に基づき、良好な景観の形成に取り組んできたが、10年間における社会経済情勢の変化などによる新たな課題に対応し、一層効果的な施策の推進を図るため、「北海道景観形成ビジョン」(計画期間:平成30(2018年)年~平成39(2027年)年度)を見直します。

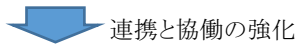
見直しの概要

景観の価値への「気づき」、「守り」、「育て」、そして「整える」ことを促して景観への関心を高め、道・市町村・道民等の協働・連携をより一層促進させるため、基本方針を見直します。

【主な見直し】

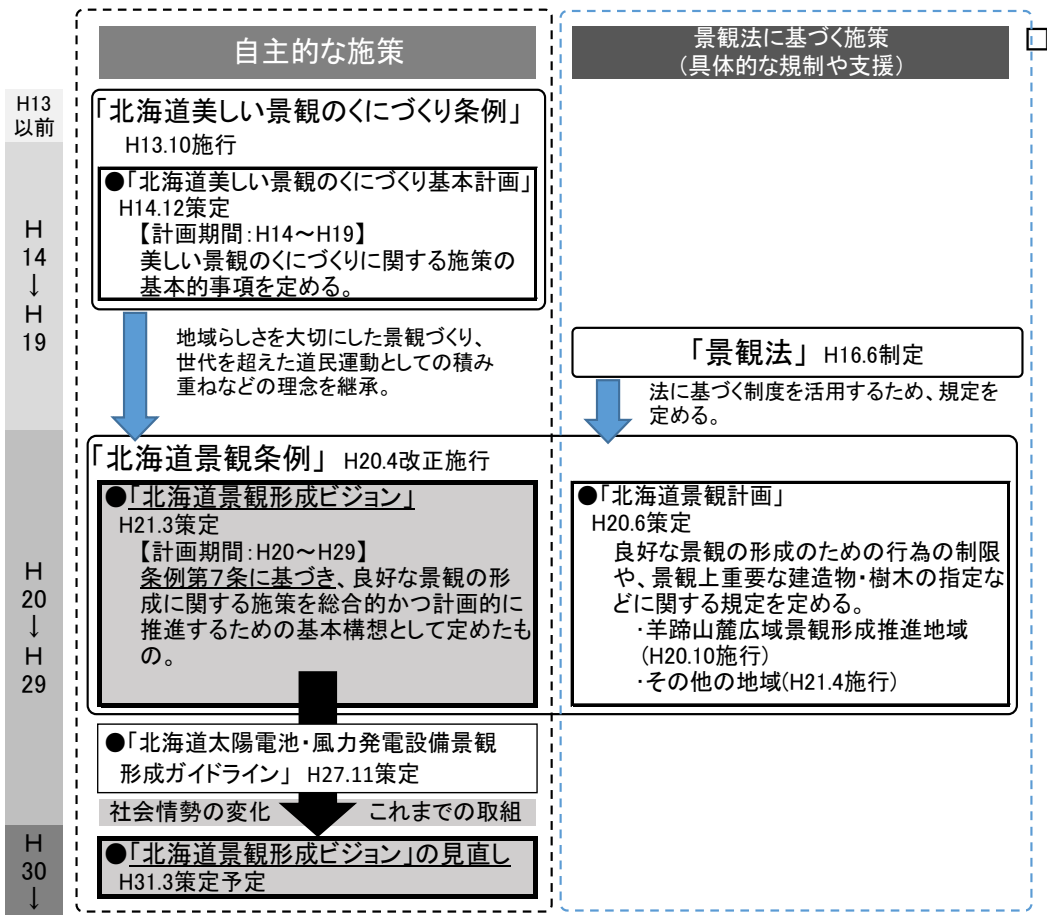
【5つの基本方針】

- ・めざす姿を実現するために設定した5つの基本方針

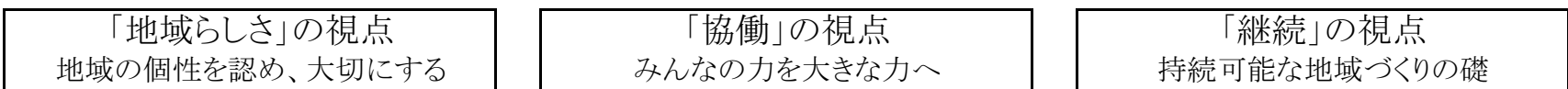


【4つの基本方針】

- ・関連部局(施策)との連携
- ・景観づくりの「主体」と施策区分を明確



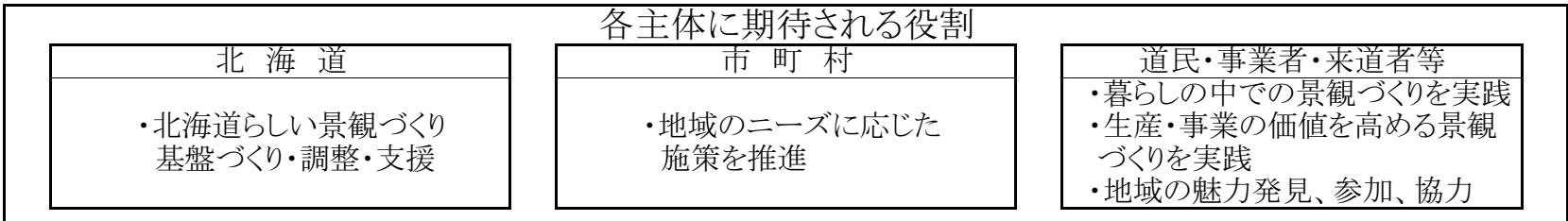
第1章 良好な景観の形成のための視点



第2章 めざす姿

~めざす姿~「美しい景観のくに、北海道」
 たくさんの良好な景観が北海道全体にあふれ、共鳴し合って光り輝き、時を経て成熟する

めざす姿の実現に向けた基本姿勢
 (地域に関わる多様な主体が協働し、取り組んでいく際に必要な基本姿勢)
 ○地域らしさを尊重し、活かしていきます ○みんなが知恵や力を出し合います ○日々のたゆみない積み重ねを大切にします



第3章 基本方針と施策の展開方法

基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり
 関連施策との連携強化:庁内における他分野の施策と連携
 ○関連施策との連携による景観づくり ○観光振興につながる景観づくり ○食のブランド・北海道につながる景観づくり
 ○景観資源の維持・保全・再生等 ○北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり

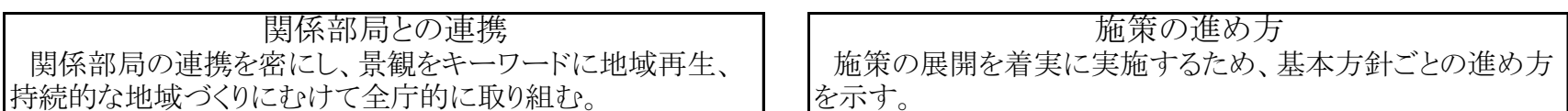
基本方針2 一体性と連続性のある広域景観づくり
 広域レベルの景観:市町村の区域を越える範囲を対象とする景観
 ○景観法に基づく行為の届出制度の活用 ○広域景観形成推進地域の指定を促進

基本方針3 地域固有の多様な景観づくり
 都市レベルの景観:市町村の区域を対象とする景観
 ○多様な景観づくりの機運の醸成 ○景観づくりのネットワークを形成 ○多様な景観づくりの取組を支援

基本方針4 道民との協働によりめざす良好な景観づくり
 地区レベルの景観:単一又は複数の町内会・自治会で構成した区域を対象とする景観
 ○地域の身近な景観づくりの取組を支援 ○協働の体制づくり ○景観づくりを担う人材の育成

- 【基本方針1】 関係部局(施策)との連携により、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。
- 【基本方針2~4】 景観の広がり意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

第4章 ビジョンの推進



北海道景観形成ビジョンの見直しについて(概要)

1 施策の方向性について

庁内の関連部局にて施策の連携を強化し、「景観」に関する支援・普及啓発・情報発信を市町村や道民等に積極的に行うことにより、地域における景観の価値への「気づき」、「守り」、「育て」、そして「整える」ことを促して関心を高め、協働・連携を促進させ、北海道の良好な景観形成を目指します。

【重点的な取組】 関係部局(施策)との連携により、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。

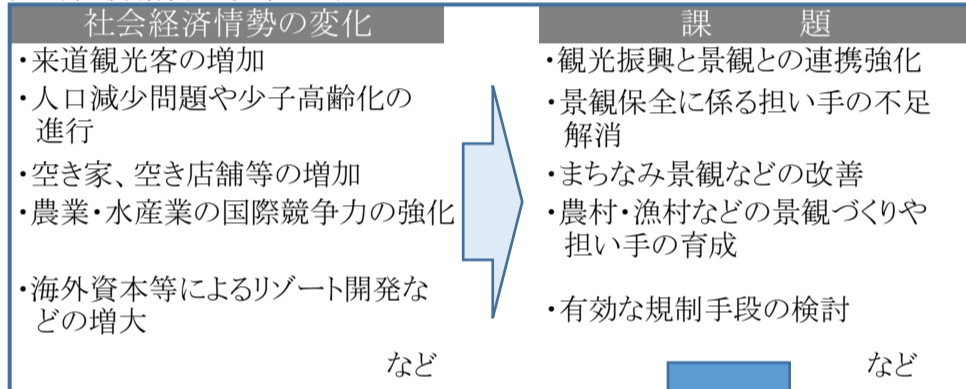
【継続的な取組】 景観の広がり意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

2 新たな基本方針について

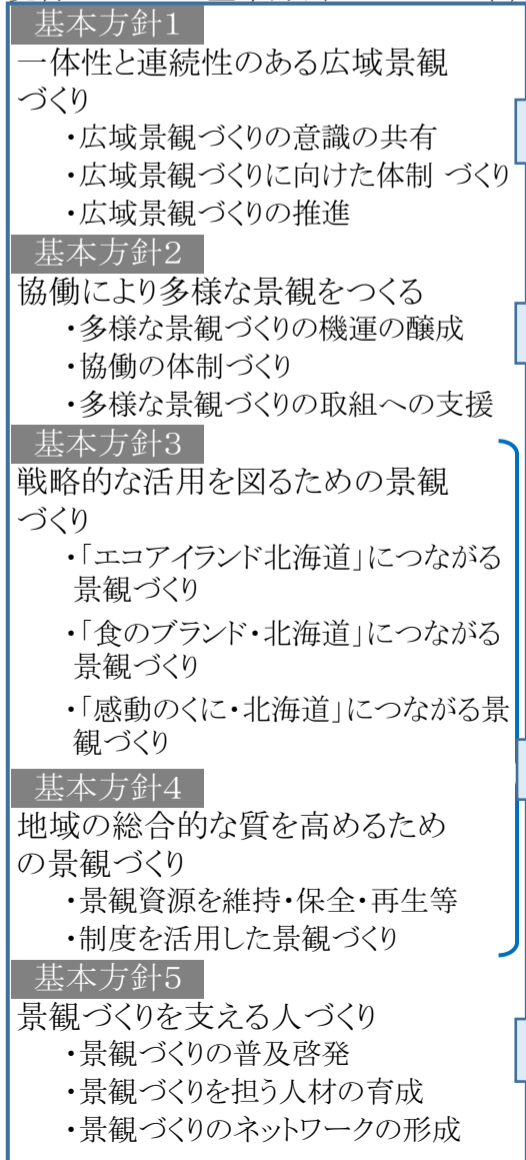
見直しの趣旨

北海道では、平成21(2009年)年3月に策定した「北海道景観形成ビジョン」(計画期間:平成20(2008年)年~平成29(2017年)年度)に基づき、良好な景観の形成に取り組んできましたが、10年間における「社会経済情勢の変化」や「現行ビジョンの取組状況」をもとに評価して課題を抽出して対応していくことで、一層効果的な施策の推進を図る。

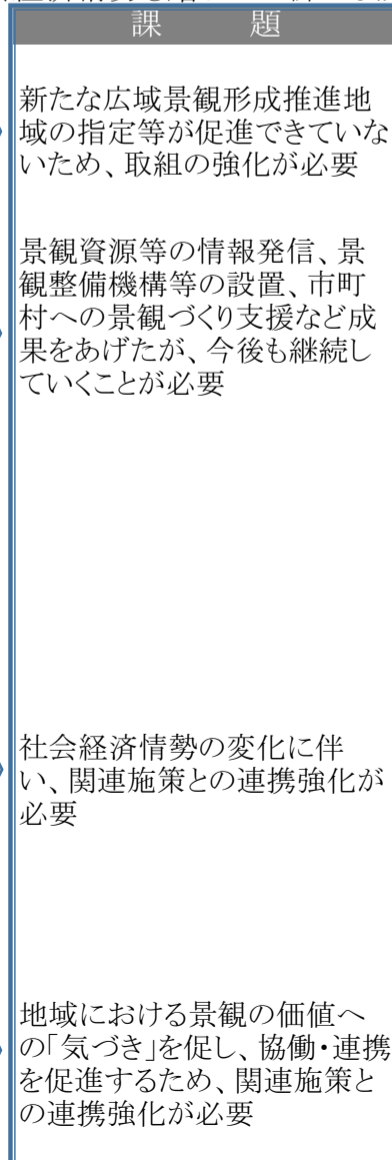
(1)社会経済情勢の変化と課題



(2)現行ビジョンの基本方針



(3)社会経済情勢も踏まえた新たな課題



新たな基本方針(案)

基本方針1

【重点的な取組】
 関連施策等との連携によりめざす
 良好な景観づくり

- 【関連施策等との連携強化
 :庁内における他分野の施策と連携】
- ・関連施策との連携による景観づくり
 - ・観光振興につながる景観づくり
 - ・食のブランド・北海道につながる景観づくり
 - ・景観資源の維持・保全・再生等
 - ・北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり

基本方針2

【継続的な取組】
 一体性と連続性のある広域景観づくり

- 【広域レベルの景観
 :市町村の区域を越える範囲を対象とする景観】
- ・景観法に基づく行為の届出制度の活用
 - ・広域景観形成推進地域の指定の促進

基本方針3

【継続的な取組】
 地域固有の多様な景観づくり

- 【都市レベルの景観
 :市町村の区域を対象とする景観】
- ・多様な景観づくりの機運の醸成
 - ・景観づくりのネットワークを形成
 - ・多様な景観づくりの取組を支援

基本方針4

【継続的な取組】
 道民との協働によりめざす
 良好な景観づくり

- 【地区レベルの景観
 :単一又は複数の町内会・自治会で構成した区域を対象とする景観】
 (道民・事業・来訪者等)
- ・地域の身近な景観づくりの取組を支援
 - ・協働の体制づくり
 - ・景観づくりを担う人材の育成

北海道景観形成ビジョンの見直しについて（概要）

